

富田林市教育委員会規則第 号

富田林市立青少年スポーツホール設置及び管理条例
施行規則等の一部を改正する規則

(富田林市立青少年スポーツホール設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第1条 富田林市立青少年スポーツホール設置及び管理条例施行規則(昭和46年富田林市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「とする者」を「とする団体(構成員のうち、市内に在住し、在勤し、又は在学する者が7割以上であるものに限る。)」に改める。

(富田林市立市民総合体育館条例施行規則の一部改正)

第2条 富田林市立市民総合体育館条例施行規則(昭和55年富田林市教育委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を第5項とし、第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第4条に規定する利用許可の対象となる者は、個人又は次に掲げる団体とする。

- (1) 市内団体 構成員のうち、市内に在住し、在勤し、又は在学する者が7割以上の団体
- (2) 市外団体 前号の要件を満たさない団体

第9条第1項第2号中「老人、母子及び障害者等の団体」を「65歳以上の者、ひとり親家庭の親及び子並びに障がい者のみで構成される10人以上の団体(引率者を除く。)」に改め、同項第3号中「団体」を「10人以上の市内団体」に改め、同条中第2項を削り、第3項から第5項までを1項ずつ繰り上げる。

(富田林市立スポーツグラウンド設置条例施行規則の一部改正)

第3条 富田林市立スポーツグラウンド設置条例施行規則(平成24年富田林市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「とする者」を「とする団体(構成員のうち、市内に在住し、在勤し、又は在学する者が7割以上であるものに限る。)」に改める。

(富田林市立テニスコート設置条例施行規則の一部改正)

第4条 富田林市立テニスコート設置条例施行規則(平成8年富田林市教育委員

会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「老人、ひとり親家庭及び障害者の団体」を「65歳以上の者、ひとり親家庭の親及び子並びに障がい者のみで構成される10人以上の団体（引率者を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

富田林市立青少年スポーツホール設置及び管理条例施行規則（昭和46年富田林市教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(使用許可申請書の提出)</p> <p>第2条 条例第4条に規定する富田林市立青少年スポーツホール（以下「スポーツホール」という。）及び付属設備等の使用の許可を受けようとする者</p> <p>_____は、富田林市立青少年スポーツホール使用許可申請書（様式第1号）を条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、次項の規定による場合その他富田林市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>(使用許可申請書の提出)</p> <p>第2条 条例第4条に規定する富田林市立青少年スポーツホール（以下「スポーツホール」という。）及び付属設備等の使用の許可を受けようとする<u>団</u>体（<u>構成員のうち、市内に在住し、在勤し、又は在学する者が7割以上であるものに限る。</u>）は、富田林市立青少年スポーツホール使用許可申請書（様式第1号）を条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、次項の規定による場合その他富田林市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 （略）</p>

富田林市立市民総合体育館条例施行規則（昭和55年富田林市教育委員会規則第24号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(利用の許可申請)</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>(利用料金の減免)</p>	<p>(利用の許可申請)</p> <p>第4条 <u>条例第4条に規定する利用許可の対象となる者は、個人又は次に掲げる団体とする。</u></p> <p><u>(1) 市内団体 構成員のうち、市内に在住し、在勤し、又は在学する者が7割以上の団体</u></p> <p><u>(2) 市外団体 前号の要件を満たさない団体</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3～5 （略）</p> <p>(利用料金の減免)</p>

<p>第9条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本市の<u>老人、母子及び障害者等の団体</u>が利用するとき。 10割</p> <p>(3) 本市の<u>団体</u>がスポーツを目的として利用するとき。 2割</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>2 前項における「団体」とは、責任者に引率された10名以上の利用者をいう。</u></p> <p><u>3～5</u> (略)</p>	<p>第9条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本市の<u>65歳以上の者、ひとり親家庭の親及び子並びに障がい者のみで構成される10人以上の団体(引率者を除く。)</u>が利用するとき。 10割</p> <p>(3) 本市の<u>10人以上の市内団体</u>がスポーツを目的として利用するとき。 2割</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>2～4</u> (略)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

富田林市立スポーツグラウンド設置条例施行規則（平成24年富田林市教育委員会規則第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(使用の許可申請)</p> <p>第4条 条例第5条第1項の規定によりグラウンドの使用許可を受けようとする者</p> <p>_____は、富田林市立スポーツグラウンド使用許可申請書（様式第1号）を条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、次項の規定による場合その他委員会が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(使用の許可申請)</p> <p>第4条 条例第5条第1項の規定によりグラウンドの使用許可を受けようとする団体（<u>構成員のうち、市内に在住し、在勤し、又は在学する者が7割以上であるものに限る。</u>）は、富田林市立スポーツグラウンド使用許可申請書（様式第1号）を条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、次項の規定による場合その他委員会が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>

富田林市立テニスコート設置条例施行規則（平成8年富田林市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本市の<u>老人、ひとり親家庭及び障害者の団体</u>が 利用するとき 全額</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本市の<u>65歳以上の者、ひとり親家庭の親及び子並びに障がい者のみで構成される10人以上の団体（引率者を除く。）</u>が 利用するとき 全額</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>